

カントの「誤る良心などというものは不条理物である」 というテーゼ

檜垣良成

カントは、『道徳の形而上学』（1797年）第二部徳論への序論 XII b 「良心について」において、「誤る良心などというものは不条理物 [Unding] である」(VI 401)¹ というテーゼを提出する。全く同じテーゼは、既に 1791 年の「弁神論におけるあらゆる哲学的試みの失敗に関して」という論文にも現われており (Vgl. VII 268)、少なくとも晩年においてカントは、良心について一貫した思想をもっていたように見える。

ところが、Martin Sticker は Kant und das fehlbare Gewissen [カントと誤りうる良心] という論文² において、両箇所を精緻に分析し、全く同じテーゼに統一的理解が望めないことを指摘し、なおかつ、そもそもテーゼはどちらの箇所でも文字通りには理解されえないと主張する。

本稿は、この解釈を手がかりにして、このテーゼにこめたカントの真意を明らかにすることを試みる。

1 『道徳の形而上学』第二部徳論への序論のテーゼ

『道徳の形而上学』第二部徳論への序論 XII b 「良心について」においてカントは、良心について次のように語る。

良心は何か獲得できるものではなく、それを手に入れるいかなる義務も存在せず、各々すべての人間は、道徳的な有として、そのようなものを根源的にみずからのうちにもっている。良心に拘束されているとは、義務を承認する義務を自己に対してもつという程のことを言うことになってしまうであろう。というのは、良心とは、人間に法則の各々の場合において赦免ないし有罪の判断を下すみずからの義務を突きつける実践的理性だからである (VI 400)。

ここから Sticker は、カントが良心を、人間が「道徳的行為者 [Akteur]」（道徳的な有）であるための条件と考えていると理解し、それが実践的理性の形式ないし一つの機能であ

¹ カントの著作からの引用はアカデミー版全集による。ただし『純粹理性の批判』については、第一版を A、第二版を B で示し、その頁数を付す。引用文中の [] 内および……は引用者による補足と省略であり、ピリオド型傍点による強調は原著者、読点型傍点による強調は引用者による。

² Martin Sticker: Kant und das fehlbare Gewissen. In: *Kasustik und Theorie des Gewissens. Von Pascal bis Kant* (Akten der Kant-Pascal-Tagung in Tübingen, 12.–14. April 2018), hg. v. Sara Di Giulio, Alberto Frigo, Berlin/Boston De Gruyter 2020, 289-310.

り、「道徳的行為者性〔*moralische Akteurschaft*〕」にとって構成的であることが分かって主張する (Vgl. 300f.)。

それゆえ、良心の關係は、客觀に対する關係ではなく、単に主觀に対する關係 (道徳的感情を實踐的理性の活動〔*Act*〕によって觸発すること) である。それゆえ、この關係は不可避的な事實〔*Thatsache*〕であって、責務づけられていること〔*Obliegenheit*〕ないし義務づけられていることではない (a.a.O.)。

「良心の關係は、客觀に対する關係ではなく、単に主觀に対する關係である」と言われているところから、*Sticker* は、良心が反省的であって、具体的な道徳的認識にはかかわらないことを確認する (Vgl. 301)。

だから、この人間はいかなる良心ももたないと言われる場合、それでもって、その人間が良心の言い渡し〔*Ausspruch*〕に注意を向けないということが思われているのである。というのは、もしも彼が現実はいかなる良心ももっていないとするなら、彼は何事も義務にかなったこととしてみずからに帰せしめたり、義務に反することとしてみずからを責めたりすることはできないことになってしまうであろうし、したがって、〔そもそも〕良心をもつ義務などということ〔そういうことがあるとしても〕すら全くもって考えることはできないということになってしまうであろうからである (VI 400f.)。

良心が行為者の「道徳的帰責〔*moralische Zurechnung*〕」にとって不可欠であることが明言されているが、ここまでの叙述で「良心が誤らない」理由は何も語られていないことを *Sticker* は強調する (a.a.O.)。にもかかわらず、カントが「誤る良心などというものは不条理物である」というテーゼをここまでの帰結として提出することを彼は問題にするのである。

良心のいろいろな区分を私はここではまだやり過ぎしておいて、単にまさに挙げたことから帰結すること、すなわち、誤る良心などというものは不条理物〔*Unding*〕であるということだけを記しておく。というのは、或ることが義務であるか否かの客觀的判断においては、確かに時折誤るということがありうるが、その判断のために私がその或ること〔*es*〕を私の實踐的 (ここでは裁く) 理性と比較したかどうかの主觀的判断においては、私は誤ることができないからである。なぜなら、誤る場合があるとすんなら、私は實踐的に全く判断していなかったということになってしまうだろうし、そのような場合には誤謬も真理も生じないからである (VI 401)。

Sticker にとって極めて不可解な文章である。ここでは、なんと良心が誤るとすれば、實踐的判断自体が成立しないと考えられていることが分かる。つまり、良心は道徳的行為者性の必要条件であるのみならず、良心の或る種の誤りえない主觀的判断が具体的な道徳的「判断」の構成的要件であることになる。しかし、そうなると、良心はいかにして反省的であ

りうるのかが不明だと、Sticker は言う。良心による反省のためには対象となる道徳的判断を前提としなければならないが、にもかかわらず、良心そのものがその判断の構成的要件でもあるということは一体いかにして可能なかと訝しがるのである (Vgl. 302)。

ところで、Sticker も指摘するように、カントは、『道徳形而上学の基礎づけ』(1785年)においては、良心が役割を演ずることなしに普遍化手続きによって道徳的に判断できると言っているように見える。

「嘘の約束が義務にかなっているかどうか」というこの課題の解答に関して、最も短い、それでも誤りのない仕方私に教えるために、私は次のように私自身に問うてみる。私は「私の格率(真ならざる約束によって窮地から私を引き出すという)が普遍的法則として(私にとっても他の人々にとっても)妥当すべきであるということ」でもって満ち足りているであろうかと。そして、私は「誰でも、彼が、そこから彼が別の仕方ではみずからを引き出せないところの窮地にある場合には、真ならざる約束をなしてよい」と私に対して言いうるであろうかと (IV 403)。

つまり、みずからの格率が普遍的なものとして自分に迫ってきても満足かどうかを思考実験してみるだけで、道徳的な判断を下すことが可能であると言われているようである。

それゆえ、私の意欲が道徳的によいものであるために何を私はなすべきかということについては、私は全く、探り出すいかなる鋭敏さも必要としない。世の成り行きに関して経験がなく、世の成り行きのあらゆる生ずる出来事に対して準備できる能力があるわけではなくとも、私は「君は、君の格率が普遍的法則になることも意欲することができるか」とだけ自問する (a.a.O.)。

ここでも、特別な能力がなくとも、「みずからの格率が普遍的法則になることを意欲できるかどうか」と自問するだけで、道徳的判断が可能であると述べられている。そして、以上のような手続きが道徳的認識の原理であり、判定の基準であると明言される。

そのようにして私たちは、普通の人間理性の道徳的認識においてその原理にまで達したのであって、その原理をその理性はなるほどもちろん、そのように普遍的形式において抽象的に考えているわけではないが、しかしやはり常に現実的に目の前にもっており、みずからの判定の基準として用いているのである (a.a.O.)。

加えて、『道徳の形而上学』のカントのテキストでは、何故に道徳的「判断」のために誤りえない良心が必要なのかも不明だと Sticker は考えるので、良心が道徳的「判断」の構成的要件であるという主張を考慮外とすることを彼は提案する (a.a.O.)。

カント自身が「誤りえない」対象として具体的に言及しているのは、「私が或ること [es] を私の実践的(ここでは裁く)理性と比較したかどうかの主観的判断」である。Sticker は、es は直前の「客観的判断」(第一段階)を指示していると理解し、「裁く理性」をその第一段階を反省する第二段階の判断と見なした上で、カントはここで、(Sticker が本来の良心

と考えている) 裁く理性としての良心が「誤りえない」ことを記述しているのではなく、いかに第一段階の道徳的判断と第二段階の(裁く理性の)反省的な良心判断とが関係しているか(第三段階)を記述しているのだと考える³。そして、私たちが、第二段階の反省的主観的レベルで第一段階の道徳的客観的判断に関して実際に判断を下したかどうかという第三段階のこれまた主観的な判断においては、たしかに誤りえないと認めるのである(Vgl. 303)。

Sticker が考える良心の本来の機能、すなわち、第一段階での熟慮の慎重さについての吟味という第二段階の裁く理性の機能は誤りうるので、この意味での良心について、「誤る良心は不条理性物である」という主張は偽であると Sticker は言う。ただ確かに、道徳的判断を第二段階の反省的判断でもって検定したかどうかについては誤りえないが、これは良心の機能とは言えないというのである(a.a.O.)。

2 「弁神論」論文のテーゼ

カントは『道徳の形而上学』に先立つ 1791 年の論文「弁神論におけるあらゆる哲学的試みの失敗に関して」においても、全く同じ「誤る良心などというものは不条理性物である」(VIII 268) というテーゼを唱えている。この後、カントの宗教論として有名な『単なる理性の限界内における宗教』(1793 年) で取りまとめられる諸論文が発表されてゆく(出版不許可になったものもあるが) ことになるので、「弁神論」論文は、いわばカントの宗教論の端緒に位置する論文である。この論文の結びの節に、問題のテーゼが、「真とみなすこと」(Fürwahrhalten) の意識を核とする形式的良心性(formale Gewissenhaftigkeit) の重要性の指摘とともに現われている。

話は、公言が「真[wahr]であるということ」と「真実[wahrhaft]であるということ」との対比から始まる。

誰かが自己自身ないし他者に言うことが真であるということに対しては、その人は常に保証しうるとはかぎらない(というのは、彼は誤りうるからである)。しかし、みずからの公言[Bekanntniß]ないし告白[Geständniß]が真実であるということに対しては、彼は保証しうるし、保証せねばならない。というのは、このことを彼は直接意識しているからである。すなわち、彼は、前者の場合には、みずからの言表を客観と論理的判断において(知性によって)比較しているのであるが、後者の場合、彼はみずからが(真とみなすこと)を公言しているので、みずからの言表を主観と(良心[Gewissen]の面前で)比較しているのである。彼が、後者を意識していることなしに前者に関する公言をなすなら、彼は嘘をついているのである。なぜなら、彼は、自

³ しかし、この es を「客観的判断」を指示するものと理解することには、それでは、「その判断」は何を受けていると考えればよいのかという問題を惹き起こす点からも、無理があるように思われる。やはり、es は「或ること(etwas)が義務であるか否かの客観的判断」中の「或ること」を指示していると考え、「その判断」こそが「客観的判断」を受けた言い方だとするほうがよい。そのように理解したとしても、ここでの Sticker の意図は生かされる。たしかに「人間に法則の各々の場合において赦免ないし有罪の判断を下すみずからの義務を突きつける実践的理性」ないし「道徳的感情を実践的理性の活動によって触発すること」と、「私が或ることを私の実践的(ここでは裁く)理性と比較したかどうかの主観的判断」は違うからである。

分が意識していることとは何か別のことを申し立てているからである (VIII 267f.)。

ここでは、「真実であるということ」については、みずからの言表を「良心の面前で」主観と比較すると指摘され、この比較の意識なしに公言することは、「嘘をついている」ことになるまで言われている。そして、次のような言葉が続き、人間の *Gesinnung* の純化の困難さにこそ注目すべきであるとカントは強調するのである。

人間の心の持ちよう〔*Gesinnung*〕の純化〔*Läuterung*〕が、人間が義務に適って行為しようとする場合にさえ伴っているような困難にもかかわらず、道徳および宗教の教師たちが、かの注意事項〔嘘をつくという不純さ〔*Unlauterkeit*〕が人間の心胸〔*Herz*〕のうちに存在するという〕を十分に使用したなどということはわずかしか見いだされない (VIII 268)。

そうして、ここで注目された真実性こそが「形式的良心性」と呼ばれ、問題のテーゼも現われる。

この真実性〔*Wahrhaftigkeit*〕は形式的良心性と呼ばれうる。質料的良心性は、それが不正〔*unrecht*〕である危険を冒しては何も敢えてなさないという慎重さに存しているが、これに対して前者は、与えられたケースにおいてこの慎重さを適用したという意識に存している。——道徳主義者たちは誤る良心について語る。しかし、誤る良心などというものは不条理物である。そして、もしもそのようなものが存在するとしたなら、人は決して正しく〔*recht*〕行為したと確信している〔*sicher sein*〕ことができないことになってしまう。なぜなら、究極審級における審判者ですらなお誤りうるということ〔を意味すること〕になってしまうからである (a.a.O.)。

「誤る良心などというものは不条理物である」という『道徳の形而上学』と全く同じテーゼが唱えられているわけであるが、その内容に統一性はないと *Sticker* は主張する。ここで「誤りえない」理由として示されていることは、「誤る良心が存在するとしたなら、人は決して正しく行為したと確信していることができないことになってしまう」ということであるが、このことは、『道徳の形而上学』の「良心が誤る場合があるとするなら、私は実践的に全く判断していなかったということになってしまう」という理由より弱いというのである。『道徳の形而上学』においては、良心は実践的「判断」そのものの構成的要件であったのに対して、ここでは、ただ「正しく行為したと確信する」ことの要件にすぎないということであろう。誤りえない良心は、確信における「信頼性〔*Sicherheit*〕」の問題であって、道徳的判断の必要条件ではないと *Sticker* は断定する。「正しい」という私の確信が「真正〔*authentisch*〕」のものであるかどうかの問題であり、私はなるほど確信したりしなかったりできるが、私が実際に或ることが正しいと確信している場合には、確信しているということを誤った仕方と思考することはできないということを行っているにすぎないというのである (Vgl. 305)。

私はなるほど、正しい〔Recht haben〕とそれにおいて自分が信じているところの判断において誤りうる。というのは、そのことは知性に帰せられ、知性だけが（真ないし偽〔wahr oder falsch〕なる仕方）客観的に判断するからである。しかし、正しいと私が実際に信じているか（それとも、それを単に申し立てているだけであるか）という意識においては、私は絶対に誤りえない。なぜなら、この判断あるいはむしろこの命題は単に、私が対象をそのように判定しているということを行っているだけだからである（a.a.O.）。

以上を踏まえて Sticker は、「弁神論」論文の良心論がもつ4つの深刻な問題を指摘する。

第一に、誤りえないことは、「私が実際に正しいと信じているか（それとも、それを単に申し立てているだけであるか）という意識においては、私は絶対に誤りえない」と言われるので、意識の問題である。質料的良心性で言われるような「敢えてなす、なさない」の問題ではない。形式的良心性は慎重さの「意識」に存しているもので、良心が誤りえないということは、もしありうるとしても、この形式的良心性にかかわるのであって、やはり良心の本来の機能にはかかわらない。

第二に、誤りえないとされている「正しいと私が実際に信じているかどうか」の判断ないし命題は「私が対象をそのように判定しているということを行っているだけ」であるから、この場合の無謬性の主張は「取るに足らない〔trivial〕」ものである。そのような判断ないし命題においてはそもそも誤りが存立しえないように思われるからである。私が対象を実際にはそう判定しなかった仕方で私が対象を判定したと私が考えるという誤りが成り立ちうるということが不明である。道徳的判定は常に意識的なので、道徳的判定がこの判定の意識を含むと主張することは、同語反復ないし取るに足らない主張である。

第三に、形式的良心性、つまり、「与えられたケースにおいて慎重さを適用したという意識」に存するところの真実性は、「正しいと私が実際に信じているかどうかの意識」とは違っている。前者に対して、「誤りえない」は当てはまらない。「誤りえない」が意味をもつのは、後者である。「正しいと私が信じていること」は、「或ることに於いて具体的なケースにおいて慎重に熟考したという意識を私がかかっているということ」を必ずしも含意しない。逆も然りである。例えば、私が慎重な熟考にもかかわらず、依然としてなお疑いをもって、だから、正しいと（確かに）信じているわけではないということはあるし、逆に、入念な吟味なしに正しいと私が信じているということはある。

第四に、良心の本来の機能は、あくまでも行為者の道徳的熟慮の第二段階での吟味である。それは、行為者が現に正しいと意識しているかどうかとは関係がない。だから、形式的良心性は、カントの良心論にとって中心的問題とは言い難いものである（Vgl. 305ff.）。

二
二五

3 良心と信

Sticker の考察によれば、『道徳の形而上学』のカントは、厳密に言えば、良心の無謬性を主張していない。裁く理性としての良心そのものは誤るが、第一段階の具体的な道徳的判断に関して第二段階の反省的レベルで実際に判断を下したかどうかという第三段階の主観的な判断において誤りえないだけなのである。「弁神論」論文においても、質料的良心性

については無謬性は主張されていない。ただ、カントは形式的良心性は誤りえないと主張しているようだが、この無謬性は、私が私の道徳的熟慮を十分な慎重さをもって吟味したかどうかについて誤りうるということを許容する。形式的良心性の無謬性は、良心の本来の機能の無謬性にはかかわらないのである。加えて、形式的良心性の無謬性の意味するところは取るに足らないものである。こうしたことは、「誤る良心などというものは不条理物である」というカントのとて強い主張と折り合わない。また、良心概念の統一的理解をテキストから勝ち取る試みともそぐわない (Vgl. 307)。

それなのに、なぜカントは良心の無謬性を主張するのかという問いに対して、Sticker は、カントは、道徳的行為者性と帰責可能性が、最も基礎的なレベルで、または、究極的審級において、私たちの道徳的判断が正しいということを前提すると想定しているように思われると指摘する。Sticker はこの想定は不必要で偽であると言う。すなわち、私たちは原理的に道徳的判断が偽である行為者にも責任を帰することができる、さらに、究極的審級において正しい判断が存しているかどうか不明な場合でも、責任を帰することができるというのである。これは通例、私たちが、「偽なる判断が行為者の責任である (自己欺瞞の産物のように)」と考える場合や「最低程度、不偏不党の反省に努めた行為者が異なって判断した」と考える場合にそうである (Vgl. 307f.)。

誤る良心に対するカントの主張が、どの点まで理性的な行為者性と責任に関する単純にオプティミスティックな啓蒙主義的確信を反映しているのかが熟慮されるべきであろうと Sticker は言う。バウムガルテンやクルージュウスといった他の啓蒙主義者たちは、道徳的判断は偽でありうるし、良心も誤りうることを認めているが、このことが行為者性と帰責を危険にさらすとは考えていないように思われるということを指摘して彼は論文を締めくくる (Vgl. 308)。

Sticker は、『道徳の形而上学』における「人間に法則の各々の場合において赦免ないし有罪の判断を下すみずからの義務を突きつける実践的理性」と「私が或ることを私の実践的 (ここでは裁く) 理性と比較したかどうかの主観的判断」とを明確に区別し、前者は後者を含意しないと考える。なるほど確かに論理的には前者は後者を含意しはしないが、カントは前者を後者とセットで考えているのではないだろうか。『純粹理性の批判』(1781年)において彼は、「知ること」(Wissen) は、「論理的確実性」と重なるような強い意味の「確信」(Überzeugung) を伴わねばならないと考えていた (Vgl. A822/B850)。本人がそのことを〈真とみなす〉(für war halten) 確信を伴わないような単なる知識は、その人が「知っている」こととは言えないというのである⁴。通常、本人の確信という主観的な事柄とは無関係に成立すると思われる観察的 (theoretisch) な「知」においてすら、そのように強い確信が要請されるのであるから、実践的な知である実践的理性の判断にも確信のようなものが伴っていなければならないとカントが考えていたとしてもおかしくない。

『道徳の形而上学』でカントが誤りえないと指摘していたのは、「私が或ることを私の実践的 (ここでは裁く) 理性と比較したかどうかの主観的判断」であるが、先立つ「弁論論」論文で誤りえないとされたのは、「正しいと私が実際に信じているかどうかという意識」で

⁴ 拙稿「カントの「確信」概念——真とみなすことと理性信仰——」(筑波大学人文社会科学研究所哲学・思想専攻『哲学・思想論集』第47号、2022年)を参照のこと。

ある。そして、誤らないことを必要とするのは、「正しく行為したと確信すること」なのである。裁く理性としての良心も、これらの、正しいと「信じていること」や正しく行為したという「確信」を伴わなければならないと考えることができる。Stickerは、彼の言う第二段階の反省的レベルが本来の良心の機能であると言うが、彼が言うところの第三段階の信（Glaube）や確信なしにはその第二段階とされた良心も機能していることにならないとカントは考えているのではないか。なるほど確かに彼は、『道徳形而上学の基礎づけ』では、道徳的判断にとって必要なものとして普遍化テストを挙げるだけで、良心には言及していない。けれども、実は、道徳的判断には裁く理性としての良心、さらには正しく行為したという確信まで前提されていたと見なすことが可能なのである。そのことは、『道徳の形而上学』のテキストの後続部分からも分かる。

無良心性とは、良心の欠如ではなく、それ〔良心〕の判断に注意を向けないという性向〔Hang〕である。しかし、誰かが良心に従って行為したと意識している場合、罪〔Schuld〕のあるなしに関して彼にはもはや何も要求されえない。彼に責務づけ〔obliegen〕られることは、みずからの知性を義務であるものないものに関して啓蒙することだけである。しかし、行ないに至っている、ないし、至ったということがあんなら、良心は不随意に不可避的に発言している。それゆえ、良心に従って行為することはそれ自身が義務ではありえない。なぜなら、もしそうでないとするなら、第一の良心の活動〔Act〕を意識するために、なお第二の良心が存在しなければならないことになってしまうからである。ここで義務であることは、ただ、みずからの良心を陶冶〔cultiviren〕し、内なる審判者の声への注意を鋭くして、その声を聴き届けるために、あらゆる手段を費やすことだけ（したがって、間接的義務だけ）である（VI 401）。

良心は誤らないだけでなく、決して欠けることがない。行為するとき「不随意に不可避的に良心は発言している」。しかも、「良心に従って行為すること」が義務ではない理由を説明するときに、さもなければ、「良心の活動を意識するために」第二の良心が存在しなければならなくなってしまうからだとされており、良心に従って行為することのうちに、その良心の活動を意識することも含まれているとカントは考えているように思われる。したがって、道徳的行為は裁く良心とその活動の意識を前提していると理解できるのである。

Stickerは、具体的な道徳的客観的判断と「人間に法則の各々の場合において赦免ないし有罪の判断を下すみずからの義務を突きつける実践的理性」と規定された良心とを異なる段階として分離し、さらに後者から「私が或ることを私の実践的（ここでは裁く）理性と比較したかどうかの主観的判断」を分離した。それゆえ、良心が具体的な道徳的判断の構成的要件であることが理解できないし、また、良心が誤らないということも不可解になる。しかし、道徳的判断にとって「良心の関係は……不可避的な事実」（VI 400）であり、それなしには道徳的判断は不可能である。そして、「誰かが良心に従って行為したと意識している場合、罪のあるなしに関して彼にはもはや何も要求されえない」と言われている。カントにとって、道徳的帰責に際して最も肝要なことは、「正しいと私が実際に信じているという意識」、「正しく行為したと確信していること」であって、その場合の道徳的判断が客観的には誤っているかどうかは重要ではない。もちろん、「みずからの知性を義務であるもの

ないものに関して啓蒙すること」は必要であるし、「みずからの良心を陶冶し、内なる審判者の声への注意を鋭くして、その声を聴き届けるために、あらゆる手段を費やすこと」は必要であるが、それは間接的義務にすぎないのである。

正しく行為するために最も重視されることは、道徳的判断が実際に誤っていないということではなく、正しいと信じていること、正しく行為したという確信だとカントは考えているようである。しかし、普通に考えれば、正しいと信じていることよりも、実際に道徳的判断が誤っていないことのほうが重要であり、いくら正しく行為したという確信があっても、判断に誤りがあれば仕方がないのではないか。信や確信さえあれば何をしてもいいのかという批判もありうるだろう。道徳的客観的判断の構成的要件として良心および信がどのように機能しているのかをもう少し突き詰めることで、この問いの答えとしたい。

4 良心の無謬性

カントは、1793年の『単なる理性の限界内の宗教』の第四論文第二部第四節「信仰の事柄における良心の手引きについて」においても次のように言って「確信」の必要性を指摘している。

人は、それが不正である危険を冒しては何も敢えてなすべきではない（汝が疑いをもつことをなしてはならない。プリニウス）ということは、いかなる証明も必要としない道徳的根本命題である。それゆえ、私が企てんと意欲する行為が正しいという意識は、無制約的な義務である。……私が企てんと意欲する行為については、それが不正ではないことを私は単に判断し、思念〔meinen〕しなければならないだけでなく、確信〔gewiß sein〕もしなければならない。そして、この要求は良心の要請である。……良心は自己を裁く道徳的判断力であると定義されうるが、ただし、この定義はそのうちに含まれている疑念のあらかじめの説明を大いに必要とすることになる。良心は、法則のもとに立つケースとしての諸行為を裁くのでない。というのは、それをなすのは、それが主観的—実践的であるかぎりでの理性だからである（だから、良心の案件および、良心の或る種の弁証論としての決疑論がある）。そうではなく、ここでは理性は、みずからが現実にも諸行為のかの判定をあらゆる慎重さでもって（それが正しいか不正であるか）引き受けたかどうか、自己自身を裁き、そして、このことが起こったか起こらなかったかに関して、人間を自己自身に反対する証人として、あるいは、自己自身に賛成する証人として立てるのである。（VI 186）。

一一三

その上でカントは、「異端審問官」（Ketzerrichter）を例に出して、彼に対して問うことができることとして次のようなことを挙げる。

例えば、規約に従ったみずからの信仰の唯一性に、場合によっては殉教も辞さないほど固執しているが、不信仰で訴えられたいわゆる異端者（それ以外ではよき市民）を裁かなければならないところの異端審問官を想定してみよう。ところで私は

問う、彼が異端者に死刑の判決を下す場合、彼はみずからの（誤っているとしても）良心に適って裁いたと言われうるのかと、あるいは、彼は、彼が誤ったにせよ、意識を伴って不正をなしたにせよ、むしろ端的に無良心性の責めを与えらるるのかと。なぜなら、人は、彼はかかる場合に、この件で不正になしてはいないと完全には〔*nie ganz*〕確信〔*gewiß sein*〕できなかつたのではないかと彼に面と向かって言うことができるからである（a.a.O.）。

ここで、道徳的判断が誤っていたとしても、良心に適っており、責めを負わないケースと、道徳的判断が誤っていることに無良心性の責めが与えられるケースとが想定されている。そこからカントは、結果として道徳的判断が誤っていたかどうかということ自体は良心に適っているかどうかということにとって重要ではないと考えているようだということが分かる。大事なことは、自分が不正を犯してないと完全に確信できていたのかどうかということである。カントは、異端審問官はできていなかったはずだと考える。なぜか。

彼はなるほど、超自然的に啓示された神の意志が、思い込まれた不信仰を不信仰者ともども絶つことを……彼に許すというおそらく確固たる信仰をもっていたのであろう。しかし、彼は実際現実にそのような啓示された教説、そしてまたその教説のこの意味について、その教説に基づいて一人の人間を敢えて殺すことが要求されるほど強く確信〔*überzeugt sein*〕していたのであろうか？ 或る人間から彼の宗教信仰のために生命を奪うことが不正であるということは確実である〔*gewiß sein*〕、（極端なものを認めて）特別に彼に知られるようになった神の意志がそのことを別様に処方したのでもないかぎり。しかし、神がこの恐るべき意志をかつて表明したということは、歴史的文書に基づいており、決して確然的に確実〔*gewiß*〕ではない。啓示はやはり彼に人間を通じてのみ届いたのであり、この人間によって解釈されているのである。そして、その啓示が彼には神自身から到来したように見えようとも……、ここに誤謬が支配していることはやはり少なくとも可能である。しかし、そうであるなら、彼は危険を冒して敢えて、極めて不正であるかもしれない或ることをなすことになってしまし、この点でまさに彼は無良心的に行為しているのである（VI 186f.）。

通常人間にとって信仰を理由に人を殺すことが不正であることは確実である（*gewiß sein*）。ただし、神の意志に適っていれば話は別であり、不正ではなくなる。しかし、神が彼に異端者の殺害を許したという教説およびその意味の解釈に誤謬がある可能性はゼロではない。だとすれば、彼は不正であるかもしれないことを危険を冒して敢えてなしていることになり、そのようなことをしていないと確信できなかつたはずなのである。確信したと思つたとしても、与えられたケースに慎重さを適用していなかつたということであり、カントが念頭に置いている確信ではない⁵。この場合、彼は良心に注意を向けていなかった

⁵ Sticker が「弁神論」論文の第三の深刻な問題として指摘した点について言えば、「与えられたケースにおいて慎重さを適用したという意識」は、確かに「正しいと私が実際に信じているかどうかの意識」とは違うであ

たのである。

この例から分かるように、カントは「確信」というものにかかなり厳しい条件を付している。単に「確信」したつもりで「思念」(meinen)しさえすればよいわけではない。ただ、不正に対して慎重であったとしても、本人の「知性」の限界で誤った道徳的判断に気づかないことが想定されている。この節の最初の引用で省いた箇所を含めて改めてカントの言葉を見る。

或る行為がそもそも正しいか不正かに関して判断するのは、知性であって、良心ではない。また、あらゆる可能的行為について、それが正しいか不正かを知ることは必ずしも端的に必要ではない。しかし、私が企てんと意欲する行為については、それが不正ではないことを私は単に判断し、思念しなければならぬだけでなく、確信もしなければならない。そして、この要求は良心の要請であって、それに対置されているのが、蓋然主義、すなわち、「或る行為がおそらく正しくありうる」という単なる思念が、この行為を企てるために既に十分なものであるという根本命題である。……良心は自己を裁く道徳的判断力であると定義されうるが、ただし、この定義はそのうちに含まれている疑念のあらかじめの説明を大いに必要とすることになる。良心は、法則のもとに立つケースとしての諸行為を裁くのでない。というのは、それをなすのは、それが主観的—実践的であるかぎりでの理性だからである (VI 186)。

ここでは「知性」(ないし「理性」)と「良心」は明確に区別されている。したがって、道徳的判断が誤ったとしても、「良心」が誤ったわけではないのである。同じ区別は、「法則のもとに立つケースとしての諸行為を裁く」「主観的—実践的であるかぎりでの理性」と「良心」との区別としても語られている。良心は「自己を裁く道徳的判断力」と定義されるのであり、第一節で引用した『道徳の形而上学』からの引用では「人間に法則の各々の場合において赦免ないし有罪の判断を下すみずからの義務を突きつける実践的理性」(VI 400)と規定されていた。しかし、人間において客観的な道徳的判断の真偽に直接かわるのは「良心」ではなく、それとは区別された意味での「実践的理性」ないし「知性」である。もちろん良心は「赦免ないし有罪の判断を下す義務を突きつける」ものとしては実践的理性であり、「みずからが現実にも諸行為のかの判定をあらゆる慎重さでもって(それが正しいか不正であるか)引き受けたかどうか、自己自身を裁く」という意味での理性でもあるが、ここで裁かれるのは、道徳的判断そのものではなく、自己が正しいと信じていたかどうか、確信していたかどうかについてなのである。

Sticker は、客観的な道徳的判断とそれを反省する主観的判断と、この反省的判断を下したかどうかを判断する第三の、これまた主観的な判断とを区別したが、カントのテキストでは基本的に客観的判断と主観的判断という二つの判断の区別しか語られていない。赦免

ろう。ただ、カントは両者を連続的に捉えているのだと思われる。「正しいと信じられるまで慎重さを適用した」という意識」とでも言えば、両者の合体させることができる。「誤りえない」の理由となる「正しいと私が実際に信じているかどうかの意識」が、形式的良心性のなかでも核をなす部分であろう。ただし、「正しい」と盲信しているのではだめで、慎重さを適用した上で最後に正しいと信じられる状態にまで至ったならば、それ以上は言えることがないという理解なのと思われる。

ないし有罪の判断を下す義務を突きつける良心は客観的判断の構成的要件をなしているのであり、出来上がった道徳的判断を改めて反省する別の判断というわけではない。客観的な道徳的判断を下すときには常に既に「不正である危険を冒しては何も敢えてなさない」という根本命題（「赦免ないし有罪の判断を下す義務を突きつけている」「自己自身を裁く」理性の命題）が機能しており、そのような慎重さを適用したという意識、「正しい」と私が実際に信じているという意識、あるいは、「或ることを実践的（裁く）理性と比較したかどうか」の判断だけが主観的判断と見なされているのである。この主観的判断も、裁く理性に対する応答として常に道徳的判断に伴っていなければならない。

良心が裁くのは、道徳的判断そのものではないので、その判断が誤っていても、良心が誤ったわけではない。良心は、裁くというよりもむしろ、自己に「慎重さを適用したと意識しているかどうか」の公言を要求ないし要請（Vgl. VI 186）しているだけであり、良心が相手にしているのは、「それが不正である危険を冒しては何も敢えてなさないという慎重さ」（質料的良心性）を「与えられたケースにおいて適用したという意識」（形式的良心性）（Vgl. VIII 268）、ないしは、「正しい」と私が実際に信じているか、それとも、単に申し立てしているだけであるかの意識における判断であるが、こうした判断において「私は絶対に誤りえない。なぜなら、この判断あるいはむしろこの命題は私が対象をそのように判定しているということを言っているだけだからである」（VIII 268）。このような主観的判断は常に真であり、偽ではありえない。したがって、裁く良心も誤ることがありえないと言える。確信がある場合、それ以上問えることはないからである。罪のあるなしは、本当に「行為が正しいという判定をみずからあらゆる慎重さをもって引き受ける」ということが「起こった」という判断を当人が下しうるかどうか、「正しく行為した」と信じ、確信できるかどうかだけにかかっているのである。

知性、ないしは、道徳的判断をなす理性は誤りうる。したがって、「みずからの知性を義務であるものないものに関して啓蒙すること」は必要である。「異端審問官」のケースは、不正であるかもしれないことが比較的明白な例として取り上げられ、慎重さを適用していないことが分かりやすく説明されているものであろう。しかし、すべてのケースにおいて「知性」が誤りのない道徳的判断を下すこと自体を人間に要求することはできない。人によって知力に差もあるだろう。誤りを減らすために人間に要求できることは、「みずからの良心を陶冶し、内なる審判者の声への注意を鋭くして、その声を聴き届けるために、あらゆる手段を費やすこと」だけなのである。

こういう事情であるから、責任ある道徳的判断のかなめをなすのは、誤りのない主観的判断であり、「もしも誤る良心が存在するとしたなら」などという仮定は、「人は決して正しく行為したと確信していることができない」（VIII 268）ということの意味しかねないのである。「……主観的判断において私は誤ることができない。……なぜなら、誤る場合があるとすれば、私は実践的に全く判断していなかったということになってしまうだろうし、そのような場合には誤謬も真理も生じないからである」（VI 401）という強い主張がなされるのも、誤りようのない主観的判断が誤るといような仮定は、実践的判断そのものを不可能にしてしまうということであろう。

Sticker は（そして、おそらくバウムガルテンやクルージュスも）人間の理性の有限性を踏まえて、良心の誤謬の可能性を唱えたのであろうが、カントが良心の無謬性を唱えたの

は、決して客観的判断能力としての実践的理性を過信していたからではなく、逆に、彼が人間の知性（実践的理性）の原則的な有限性を強く自覚したからである。誰も真なる道徳的客観的判断が確実には分らない時、人間のうちの誰が人間をその判断に即して裁くことができるであろうか。カントは、知性ないし道徳的判断能力としての理性とは区別された良心に重点を置いて帰責可能性を考えるしかないという結論に至ったのだと思われる。そして、客観的判断ではなく、主観的判断としての信や確信にこそ帰責の根拠を求めざるをえなかったのである。「弁神論」論文の後続テキストにおいてカントは言う。

ところで、この信 [Glauben] (ないし不信) を意識するようにして、意識していないようないかなる〈真と見なすこと〉も申し立てない入念さ [Sorgfalt] にこそ、真実性の根拠であるところの形式的良心性は存している。それゆえ、「自分は信じている」と、自分が実際にこの〈真と見なすこと〉を、あるいはまた、そのような程度で〈真と見なすこと〉 [eines solchen Grades desselben] を意識しているかどうかと、自己自身のうちへと一瞥すらなすことなしに、自己自身に……言うような人は、単に最もつじつまの合わない [ungereimt] 嘘を……ついているのみならず、最も冒瀆的 [frevelhaft] な嘘をもつているのである。なぜなら、その嘘は各々すべての有徳な志 [Vorsatz] の根拠、率直さ [Aufrichtigkeit] を掘り崩すからである (VIII 268f.)。

信を意識せずに真とみなさない入念さにこそ、形式的良心性が存しており、これは「真実性」の根拠である⁶。カントは、形式的良心性なしに「信じている」と言う者は最も冒瀆的な嘘をついていることになり、あらゆる有徳な志の根底（率直さ）を掘り崩すことになるとまで言う⁷。誤りえない良心ないし真実性の役割は、「取るに足らない」どころか、極

⁶ 引用文では、「信 [Glauben] (ないし不信) を意識するようにして、意識していないようないかなる〈真と見なすこと〉も申し立てない入念さ」と語られている。「正しいと信じていないということ意識する〈真と見なすこと〉も想定されており（「弁神論」論文でも、「正しいと私が実際に信じているか（それとも、それを単に申し立てているだけであるか）」という意識においては、私は絶対に誤りえない）(VIII 268) と言われていた)、これについても Wahrhaftigkeit (この場合、「誠実性」と訳すことがはばかれるので、基本的にこの語を「真実性」と訳すことにした) が考えられていることになるが、これをも含んだ広義の Wahrhaftigkeit が「自分一つの性格をもっているという人間の意識の唯一の証明」(VII 295) となるものかと思われる。

一言で言うと、自己自身の面前での告白の心中において、また同時に、いずれの他者に対するふるまいにおいても Wahrhaftigkeit は、みずからの最上の格率ならしめられて、「自分一つの性格をもっている」という人間の意識の唯一の証明である。そして、この性格をもつことは、理性的な人間に要求される最小限のことであると同時に、しかし、内的価値の（人間尊厳の）最大限のことでもあるので、根本諸命題をもつ人であること（或る一定の性格をもつこと）は、最も普通の人間理性にも可能であるに違わず、そのことによって、尊厳に従って最も偉大な才能にも勝っているに違いないのである (a.a.O.)。この『人間学』(1798年)からの引用文は、Wahrhaftigkeit が「性格」(Charakter) をもつために不可欠であると書かれているように読めるが、悪い性格も考えられるので、「正直さ [Ehrlichkeit] が……よい [gut] 性格に常に要求される最小のものである」(VIII 269f.) と言うような場合に想定されている Wahrhaftigkeit よりも広義のものと理解するのが適当かと思われる。道徳的責任を担うためには、少なくともこの広義の Wahrhaftigkeit が必要であり、それほどまでに Wahrhaftigkeit は重要なのである。もちろん、良心に従った行為において問題となる Wahrhaftigkeit は、「正しいと信じている」という意識を伴う〈真と見なすこと〉の Wahrhaftigkeit (こちらに「誠実性」という訳語はふさわしいであろう) であることは、言うまでもない。

⁷ ただし、ここで論じられているのは、(公言という側面をもち、他者を前提しながらも) 基本的に「内的な嘘」(innere Lüge) の話である。いわゆる「外的な嘘」(äußere Lüge) については、別途議論の余地があるので、

めて重要なのである。

*投稿原稿に対して二人の匿名の査読者より、それぞれ根本的なご指摘をいただき、誤解に気づかされました。感謝いたします。

*本稿は科学研究費補助金（基盤研究C：22K00002）による研究成果の一部である。

Die These Kants: Ein irrendes Gewissen ist ein Unding

Yoshishige HIGAKI

In dem Aufsatz: „Über das Mißlingen aller philosophischen Versuche in der Teodizee“ (1791) und der *Metaphisik der Sitten* (1797) behauptet Kant ein und dieselbe These, dass ein irrendes Gewissen ein Unding sei. Martin Sticker argumentiert, dass das Gewissen in der Tat fehlbar ist, weil die richtende Vernunft fehlbar bei einer Prüfung der Behutsamkeit oder Sorgfalt des moralischen Überlegens ist. Nach Stickers Meinung reflektiert das Gewissen unsere moralischen Urteile, ist es ein „Vermögen, das sich nicht mit konkreter moralischer Erkenntnis beschäftigt“. Zudem sieht Sticker das „Bewusstsein dessen, das moralisch Richtige getan zu haben“ nicht als die „eigentlichen Funktion des Gewissens“ an. Er trennt das Gewissen und das Bewusstsein: „ich glaube Recht zu haben“ von einem konstitutiven Bestandteil eines moralischen Urteils.

Im vorliegenden Aufsatz werde ich die These Kants verteidigen. Das Gewissen und der Glaube, dass ich Recht habe, sind konstitutive Bestandteile eines moralischen Urteils. Im moralisch Urteilen spricht immer schon das Gewissen „unwillkürlich und unvermeidlich“ (VI 401). Da das Gewissen nicht ein moralisches Urteil, „in welchem ich glaube Recht zu haben“ (VIII 268), richtet, irrt es nicht, wenn das moralische Urteil falsch ist. Hier richtet die Vernunft sich selbst, vielmehr postuliert sie sich selbst ein Bekenntnis, „ob sie auch wirklich jene Beurteilung der Handlungen mit aller Behutsamkeit (ob sie recht oder unrecht sind) übernommen habe“ (VI 186). Aber im subjektiven Urteile, „ob ich in der Tat glaube Recht zu haben (oder es bloss vorgebe), kann ich schlechterdings nicht irren, weil dieses Urteil bloss [...] sagt, dass ich den Gegenstand so beurteile“ (VIII 268). Also kann das Gewissen nicht irren.